

令和元年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和元年10月25日天草市役所本庁第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
12番	井島安一 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

11番 山並 彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議第86号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議第88号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6 議第89号 非農地通知書交付申請について
日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりいただき感謝致します。10 月 18 日に天草地区の農業委員・推進委員の研修会が開かれ、私を含め多くの方にとって勉強になったことが多かったことと思います。また、今月は全国で台風の被害が多く発生しておりますので、募金など要請があれば農業委員会として行いたいと思います。農業委員会の自主活動のひまわりの植栽をした件ですが、11 月に花摘みの実施を予定していますので、ご協力をよろしく申し上げます。本日は全体で 26 件の案件がありますので、慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、11 番山並委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番山下委員、6 番玉田委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 85 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田 4,098 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南西へ約 3.0km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。八代市の譲受人は熊本市中央区の譲渡人より、有明町の畑2,722㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所有明支所下津浦出張所から南西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び花木を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日、現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。有明町の譲受人は熊本市南区の譲渡人より、有明町の畑462㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所有明支所上津浦出張所から北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日、現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。有明町の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、栖本町の田1,710㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンター7から西へ0.5km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 5番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑578㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第86号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑1,166㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所明支所下津浦出張所から南西へ約0.6km、青色で着色した国道324線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、イチヨウを46本植林し管理する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 先日、現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田106㎡を宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所栖本支所から東へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は宅地拡張し住宅及び駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3 番と 4 番は関連がございますので一括して説明してよろしいでしょうか。3 番、4 番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑 132 m²と 62 m²を墓地及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大多尾小学校から北へ約 0.3km、青色で着色した県道大多尾新合線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在墓がないため、3 基分の墓地及び駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。3 番と 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 87 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑303㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した瀬戸小学校から南へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑135㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した瀬戸小学校から北へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、4台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2番の件につきまして、質疑はあ

りませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。この案件は、平成29年11月に農用地区域からの除外申請があり、平成29年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、平成30年2月に除外されたものです。転用者は東京都の法人で、本町の畑908㎡を地上権の設定をして連携変電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約2.5km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、風力発電施設から電力会社の鉄塔へ接続する施設が必要なため、鉄塔1棟、変電施設1棟として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑16.64㎡を贈与により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から北へ約0.1km、青色で着色した国

道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地拡張して整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 4 ページをお開きください。5 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、有明町の田 549 m²を売買により取得して宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所有明支所上津浦出張所から北西へ約 0.2km、青色で着色した国道 324 線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、3 台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の 4 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 6番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑272㎡を贈与により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大江小学校から北へ約0.2km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、営む事業の資材置場が不足しているため、建築資材、重機、トラック等の資材置場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。7番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の田950㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草支所大江出張所から南東へ約1.2km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため建て替えを検討した。しかし、現在の住まいは、土砂災害区域に入っていることから移転する必要があるため、近隣地に住宅1棟、駐

車場 5 台、通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 88 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 6 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 1 件、再設定が 5 件、転貸が 0 件、合計 6 件で、筆数 11 筆、総面積が 15,446 m² となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 5 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 89 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 9 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、有明地域が 2 件で合計 4 件。筆数は全体で 5 筆、面積は 6,037 m² となっております。現地確認を実施し、資料③の 6 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。

い。1番の地図です。天草空港から南東へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。佐伊津小学校から北西へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番、4番の地図です。旧島子小学校から東へ約2.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。次が5番の地図です。市役所有明支所から北東へ約1.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました1番から5番の件につきまして意見及び質疑はございませんか。

○8番（淀川洋一君） 1番、2番については先日現地確認を行いました。山林の様相を呈しており、非農地と判断される現況と思います。

○議長（本田実君） 3番から5番については先日現地確認を行いました。いずれの場所も車で行けるような道はなく、管理も難しいところで非農地と判断される現況と思います。

○議長（本田実君） それでは、ただいま意見がありました質疑はございませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、1番から5番は非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の10ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後3時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田実
署名委員 山下和弘
署名委員 玉田秀敏